



医療情報・システム基盤整備体制 充実加算に関する掲示

- ・当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】 (2023年4月1日～12月31日)

1. 施設基準を満たす医療機関における初診時：6点
2. 1であって、オンライン資格確認により診療情報を取得した場合等：2点
3. 施設基準を満たす医療機関における再診時：2点

正確な情報を取得・活用することため、マイナンバーカードの保険証利用によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願い申し上げます。